

暮らしのお知らせ

結果を公表します

令和7年度の財政指標

令和7年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します(左表)。

この指標は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政が悪化した場合に早期に是正する

ことを目的に設けられています。

早期健全化基準を超えると、財政健全化計画を策定するなど、財政運営上の制約を受けることになります。

本市は、どの指標も早期健全化基準を下回り、財政の健全性

健全化判断比率

(単位：%)

財政指標の名称	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.47	20.00
連結実質赤字比率	—	16.47	30.00
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	126.2	350.0	

※「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、黒字の場合は「—」の表記

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	20.0

※資金不足とならない場合は「—」の表記

が確保されています。

財政指標の概要

○実質赤字比率：一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率

○実質公債費比率：一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○将来負担比率：一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○資金不足比率：公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示します。

令和7年度決算の概要は、広報なりた12月1日号に掲載する予定です。

※くわしくは財政課(☎20・1512)へ。

令和8年8月千葉豪雨災害義援金の受け付け

8月13日から大雨に伴う災害の被災者・被災地に対する義援金箱を市の施設などに設置しました。郵便振替なども利用できます。

皆さんのご協力をお願いします。

受付期間＝11月30日(月)まで

義援金箱

設置場所＝市役所玄関ホール、下総・大栄支所、もりんぴあこうづ、三里塚コミュニティセンター、中郷ふるさと交流館、重兵衛スポーツフィールド中台体育館、中央公民館、成田市社会福祉協議会(保健福祉館内)など

郵便振替

口座記号番号＝00100-2-636358

口座加入者名＝日赤令和8年8月千葉豪雨災害義援金

※受領証を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。ゆうちょ銀行・郵便

局窓口での取り扱いの場合、郵便振替手数料は免除されます

銀行振込

口座番号

- ①三井住友銀行すずらん支店
(普)2787556
- ②三菱UFJ銀行やまびこ支店
(普)2105554
- ③みずほ銀行クヌギ支店
(普)0620839

口座名義(①～③共通)＝日本赤十字社

※別途振込手数料がかかる場合があります。受領証を希望する場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部(☎03-4363-2056)へ連絡してください

※物品は受け付けていません。くわしくは社会福祉課(☎20-1536)へ。

事業主は申請を

雇用促進奨励金

市では、障がい者や高齢者などを雇用した事業主に奨励金を支給しています。

対象Ⅱ市内に事業所があり、次のいずれかに当てはまる市内在住の人を常用労働者として雇用した事業主(①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)

- ① 60歳以上の人
- ② 障がいのある人
- ③ 20歳未満の子や障がいのある子を扶養する母子家庭の母と父子家庭の父
- ④ 精神・身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養する人
- ⑤ 自己の事業所(定年を65歳以

上に定めている事業所に限る)に10年以上勤務した定年退職者

奨励金の額(1人当たり)Ⅱ月額

1万7,000円(重度の障がいのある人は2万2,000円)

助成期間Ⅱ雇用した翌月から12カ月(重度の障がいのある人は18カ月)

申請期限Ⅱ9月30日(水)

※くわしくは商工振興企業立地課(☎20・1622)へ。

利用証を交付します

パーキング・パーミット制度

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画の利用証を交付します。

対象Ⅱ障がいのある人、介護が



必要な高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など

必要書類Ⅱ障害者手帳などの確認書類、代理人の本人確認書類(代理人が申請する場合)

申請方法Ⅱ必要書類を持って、障がい者福祉課・介護保険課

(市役所議会棟1階)、子育て支援課(市役所2階)、健康増進課(保健福祉館内)、下総・大栄支所へ。郵送の場合は県ホームページにある申請書と

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています

8月15日(土)～31日(月)

- 17日 首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議総会・県民大会
- 19日 横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会要望活動
- 20日 成田国際空港を核とした、ホテル日航成田と印旛都市広域市町村圏事務組合を構成する市町の魅力増進に係る試験的取組に関する覚書締結式
株式会社丸和運輸機関との連携協定締結式
- 21日 学校給食センター開所式
- 22日 シン・NARITA NEWTOWNまつり
- 23日 平和の集いとコンサート
- 24日 中学校全国・関東大会出場選手報告会
- 25日 千葉県市長会定例会(Web会議)シルバーいきいき作品展表彰式
- 26日 定例記者会見
- 27日 千葉県市長会・町村会当初予算編成に対する知事要望
- 28日 9月定例市議会開会(～9月25日)
- 29日 UI銀行杯日本少年野球東日本報知オールスター戦開会式



議案を提案する(28日)

必要書類を県健康福祉指導課

(〒260・8667 千葉市中央区市場町1・1)へ

障がいの種類などにより、交付基準や利用期間が異なります。

交付を希望する場合は、事前に障がい者福祉課(☎20・1539)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

専門家が応じます

無料法律相談

公証相談

日時Ⅱ10月2日(金)午前9時～正午

会場Ⅱ法務局佐倉支局

内容Ⅱ公正証書(遺言・任意後見契約・離婚に関する契約・私文書の認証)などの作成

相談員Ⅱ成田公証役場公証人

問い合わせ先Ⅱ成田公証役場(☎22・1035)

日時Ⅱ10月7日(水)午前10時～午後3時

会場Ⅱ市役所2階202会議室

内容Ⅱ不動産・法人の登記、簡易裁判所訴訟、自己破産、債



県ホームページ

務整理、成年後見など

問い合わせ先Ⅱ千葉司法書士会 佐倉支部・八城さん(☎24・7333)

調停相談

日時Ⅱ10月17日(土)午前10時～午後3時

会場Ⅱもりんぴあこうづ

内容Ⅱ離婚、養育費、遺産相続、交通事故、金銭貸借など

相談員Ⅱ調停委員、弁護士

問い合わせ先Ⅱ千葉家庭裁判所佐倉支部庶務課(☎043・484・1215)

※電話での相談はできません。相談を希望する人は、当日直接会場へ。公証相談を希望する人は、事前に連絡してください。くわしくは各問い合わせ先へ。

今月の納期限

9月30日(水)

- ①国民健康保険税(第3期)
- ②後期高齢者医療保険料(第3期)
- ③介護保険料(第3期)

※くわしくは①納税課(☎20-1519)、②保険年金課(☎20-1547)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

暮らしのお知らせ

口座振替が便利で確実

し尿のくみ取り手数料

し尿のくみ取り手数料の支払いは、便利な口座振替の利用をお勧めしています。

口座振替を希望する人は、納入通知書・預金通帳・届け出印を持って、指定金融機関や郵便局で手続きしてください。また、利用の際は振替時の残高不足に注意してください。

こんな時は連絡を

初めてくみ取りを依頼する時や引っ越しなどでくみ取りが必要・不要になった時、振替口座や世帯主を変更した時などは環境衛生課(☎20・1531)に連絡してください。

※くわしくは同課へ。

懐中電灯や反射材を活用して

夜間の外出

夕暮れ時から夜間にかけて、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数が増加しています。

散歩やジョギングなどで外出する時は、懐中電灯の携帯や、



光を反射するテープ・たすきなどを身に着けましょう。

また自転車に乗る時は、反射材を付けるなど交通事故から身を守りましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

労働委員会が応じます

個別的労使紛争のあっせん

県労働委員会では、労働者と使用者との間で生じた解雇、パワハラ、労働条件の不利益変更などのトラブルについて、双方の歩み寄りによる円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

あっせんは、労働者・使用者どちらからの申請でも、無料で

受け付けています。

※くわしくは県労働委員会事務局(☎043・223・3735)へ。

環境保全のために

地球温暖化防止活動推進員

県では、地域で地球温暖化対策の普及啓発活動を行うボランティアを募集しています。

応募資格 県内在住・在勤・在学の18歳以上で、県内での推進員の活動経験があるまたは地球温暖化対策や省エネルギーに関する資格があるなどの要件を満たす人(資格がない場合は、申し込み後に県が指定する研修を受講)

任期 令和9年4月1日～14年3月31日

応募方法 10月16日(金)(必着)までに、県ホームページにある申請書を郵送またはFAXで県地球温暖化防止活動推進センター(〒260・0024千葉市中央区中央港1・11・1FAX043・247・41



県ホームページ

52)へ。ちば

電子申請サービスからも応募できます

※くわしくは県地球温暖化防止活動推進センター(☎043・246・2180)へ。



ちば電子申請サービス

専門家がポイントを解説

マンション管理組合セミナー・相談会

日時 10月10日(土) 午後1時～4時10分

場所 中央公民館

内容 「マンション管理計画認定申請の実践」をテーマにした講義と相談会

定員 30人(相談会は3組。先着順)

参加費 無料

※申し込みは千葉県マンション管理士会(☎043・244・9091)へ。



災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容 防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語 日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法 右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス